知多市公告第１３２号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、別添「知多市普通財産一般競争入札実施要領」のとおり普通財産の売却を一般競争入札に付します。

令和８年１０月３０日

知多市長　伊　藤　清一郎

知多市普通財産一般競争入札実施要領

1　要領の目的

この要領は、知多市普通財産の一般競争入札による売払いに係る必要な事項を定めることを目的とします。

2　物件

(1) 売払物件

売払物件は、市所有の土地等で次のとおりです。

物件番号	０８－１			
所在地	知多市岡田緑が丘１０番１０			
土地	地　番	登記地目	登記地積	実測地積
	岡田緑が丘１０番１０	学校用地	451㎡	451.23㎡

(2) 予定価格（最低売却価格）

物件番号	予定価格（最低売却価格）
０８－１	２３，９８０，０００円

3　入札に関する確認事項

(1) 契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載した者の名義で行います。

(2) 売払物件の引渡しは、全て現状有姿で行います。

売払物件には、当該土地上の全ての工作物（給排水施設等）や草木等が含まれます。詳細は物件調書を御確認ください。物件調書と現状に差異が生じている場合は現状が優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿とします。

上下水道、電気、ガス等を使用するための手続等に係る費用、売払物件に付随する工作物、草木等の撤去費用その他の費用は、全て落札者の負担とします。

(3) 売払物件に越境物がある場合についても、現状有姿での引渡しとします。

隣接地との境界標は、原則として設置済ですが、越境関係が発覚した場合に、本市は解消するための交渉や手続は行いません。相隣関係間で調整してく

ださい。

(4) 引渡し後の売払物件に、数量の不足等契約の内容に適合しない内容が発見されても、本市は一切の責任を負いません。

(5) 土地の面積等の取扱いは、次のとおりとします。

ア　入札及び売買契約の対象面積は実測面積で行います。

イ　所有権移転登記は登記面積で行います。実測面積と登記面積との間に不一致が生じていても、本市は地積更正登記をする義務を負いません。

ウ　現況地目と登記地目との間に不一致が生じていても、本市は地目変更登記をする義務を負いません。

(6) 建築制限等について、あらかじめ確認してください。

ア　売払物件を使用するにあたり、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、あらかじめ関係機関に十分確認してください。

イ　物件調書に記載した建ぺい率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合もあります。また、条例等によって、建築規制が加わる場合や、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも含めて十分確認してください。

ウ　各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。

(7) 現地見学会は開催しませんので、事前に必ず現地を確認してください。

確認の際は、次の点に配慮し、周辺住民の方の御迷惑にならないようにしてください。

ア　みだりに隣接地に立ち入らないようにしてください。

イ　工作物を傷つけないように注意してください。

ウ　違法駐車や迷惑駐車はしないでください。

(8) 契約条項をあらかじめ確認してください。

(9) 落札者には、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が課税されます。

4　使用方法の制限

落札者は、売払物件において次に掲げる行為を行ってはいけません。

(1) 法令、条例、規則、通達等に違反すること又はこれらに照らして不適切なこと。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類すること。

(3) 消費者金融又は高利貸しに係ること。

(4) 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点とすること。

(5) 著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示す等、付近の住民又は通行人に被害、損害、不安を与えるようなこと。

(6) 反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(7) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行うこと。

(8) その他近隣住民に被害、損害又は不安を与えるようなこと。

５　入札参加の資格

入札に参加できるのは、次に掲げる事項に該当する個人又は法人です。

(1) 個人の場合は、未成年者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(3) 政令第１６７条の４第２項第１号から第７号までのいずれにも該当しない（いずれかに該当した場合は、その事実があった後２年を経過したときを含む。）こと。

(4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３の規定に該当しないこと。

(5) 法人の場合は、日本国内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。個人の場合は、日本国内に住民票を置いていること。

(6) 本市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした場合は、更生計画の認可がなされていること、又は民事再生法（平成１１

年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした場合は、再生計画の認可がなされていること。

(8) 集団的若しくは常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の関係者を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財産上の利益を不当に与えていると認められていないこと。

(9) 次のアからカまでのいずれにも該当していないこと。

ア　役員等に、暴力団員等がいる法人等

イ　暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ　役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ　役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(10) 前号における用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ア　役員等　法人にあっては、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店、営業所又は事務所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者並びに支店、営業所又は事務所の代表者

イ　法人等　法人その他の団体又は個人

ウ　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団

エ　暴力団員　暴力団の構成員

オ　暴力団員等　暴力団員又は暴力団関係者

カ　暴力団関係者　暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織

の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

6　入札の期間、場所及び開札の日時、場所

(1) 入札参加資料の配布

ア　配 布 日　令和８年１１月２日（月）から１２月１１日（金）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する国民の祝日（以下「休日」という。）を除く。）

イ　配布場所　知多市役所施設マネジメント課又は市ホームページ

ウ　配布時間　(ｱ) 知多市役所施設マネジメント課での配布
午前９時から午後４時まで
（正午から午後１時までの間を除く。）
(ｲ) 市ホームページでの配布
常時

エ　配布資料　知多市普通財産一般競争入札実施要領
物件調書
参加申込書様式
入札書様式
契約条項（土地売買契約書（案））

(2) 入札受付期間

ア　受付期間　令和８年１１月２日（月）から１２月１１日（金）まで
（休日を除く。）

イ　受付時間　午前９時から午後４時まで
（正午から午後１時までの間を除く。）

ウ　提出場所　知多市役所施設マネジメント課内に設置した入札箱

エ　入札会の延期又は中止

公告の日以後であっても、談合の事実又は疑惑があると認めた場合は、入札会は延期又は中止します。また、開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

(3) 開札

ア　開札日時　令和８年１２月１４日（月）

物件番号　０８－１　午後１時３０分から

イ　開札場所　知多市役所　書庫棟会議室１

ウ　入札者は、開札に立ち会うことができます。ただし、開札時間を過ぎた場合は、途中入室ができません。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市の職員を立ち会わせて行います。

７　入札手続

(1) 提出書類の用意

別表「提出書類一覧表」に示す提出書類を用意し、入札書提出時に、知多市役所施設マネジメント課へ提出し、内容の確認を受けてください。

(2) 入札書の提出

入札回数は、１回です。入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

なお、郵送による入札は認めません。

(3) 入札の無効

次に該当する入札は、無効とします。

ア　入札参加申込書及び必要な添付書類を提出していない者のした入札

イ　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

ウ　入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ　同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

オ　他人の代理を兼ね、又は２以上の代理をした者の入札

カ　委任状を持参しない代理人のした入札

キ　記名及び押印のない入札

ク　入札書の記載事項が確認できない入札

ケ　入札書の金額の表示を改ざんした入札

コ　入札書の記載金額を訂正した場合において、訂正印（入札参加申込書に押印されている印又は委任状に押印してある代理人の私印）のない入札

サ　訂正が容易な筆記用具で記載した入札

シ　入札参加の資格を有しない者（政令第１６７条の４及び地方自治法第２３

８条の３の規定に該当する者）のした入札

ス　その他本市があらかじめ指示した事項に違反した入札

(4) 入札参加資格の取消し

ア　入札者が政令第１６７条の４第１項の規定に該当することとなった場合は、直ちに知多市役所施設マネジメント課に届け出てください。特別の理由がある場合を除き、入札に参加できません。

イ　入札者が政令第１６７条の４第２項の規定に該当することとなった場合は、入札に参加させないことがあります。

ウ　入札者の経営、資産、信用状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、入札に参加させないことがあります。

(5) 落札者の決定

落札者は、入札参加資格がある者の中で、予定価格以上の最高価格をもって入札した者とします。

落札者となった者が、契約を締結するまでの間に前号の規定により入札参加資格を取り消された場合は、当該落札を取り消し、契約の相手方としないことがあります。この場合においては、当該落札を取り消された者のした入札は無効として取り扱います。

落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじによって落札者を決定します。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち会わずにくじを引くことができない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引きます。

(6) 入札結果の通知

開札をした場合において、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。また、入札結果は、入札者全員に通知します。

(7) 入札結果の公表

入札結果については、その内容（落札者（法人の場合のみ）、落札額及び入札者数）を市ホームページにおいて公表します。

(8) 異議申立て

入札者は、入札後に、入札参加資料、公告及び売払物件の現状等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

8　契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定の日から７日以内に売買契約の締結を行ってください。土地売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担になります。

(2) 売買代金の納付

市の発行する納入通知書により、契約締結までに契約保証金として売買代金の１００分の１０以上（円未満切上げ）を納付し、残金は契約の日から６０日以内に納付してください。残金が指定の期間内に納付されなかった場合には、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属することになります。ただし、契約締結時に売買代金の全額を即納する場合は、契約保証金の納付は必要ありません。

9　所有権の移転

(1) 売払物件の所有権移転日は、売買代金が完納された日とします。

(2) 売払物件の所有権移転後、本市において所有権移転登記の嘱託手続を行います。所有権移転登記に必要な書類等、本市が提出を求めたものを直ちに提出してください。

なお、落札者又は落札者の代理人において所有権移転登記の手続を行う場合、手続に要する費用は全て落札者の負担とします。

(3) 所有権移転登記時に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

(4) 本市は、所有権移転登記の完了後、速やかに落札者に対し登記識別情報通知をお渡しします。

１０　契約の解除

契約締結後に談合の事実が明らかとなったとき及び落札者が契約に定める事項に違反したときは、契約を解除する場合があります。

この場合において、落札者に生じた損害について、本市は賠償又は補償を行いません。

なお、契約を解除した場合において、本市に損害が生じたときは、その損害の賠償を求めます。また、既に納付した契約保証金は本市に帰属します。

１１　実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、所有権移転後において落札者に対して参考資料の提出を求める場合や、売払物件を調査させていただく場合があります。

１２　問合せ先

〒４７８－８６０１　知多市緑町１番地

知多市役所施設マネジメント課

電話番号　（０５６２）３６－２６９１（直通）

ＦＡＸ　　（０５６２）３２－１０１０

Ｅｍａｉｌ　shisetsu@city.chita.lg.jp

※　電話での問合せは午前９時から午後４時まで

１３　要領の施行日

この要領は、令和８年１１月２日から施行します。

別表　提出書類一覧表

提出書類	注意事項	提出の要否	
		法人	個人
知多市普通財産一般競争 入札参加申込書 （第１号様式）	この入札参加申込書に記載した者の名義で契約及び所有権移転登記を行います。	○	○
誓約書 （第２号様式）	印鑑登録証明書に登録されている印鑑を使用してください。	○	○
委任状 （第３号様式）	代理人により申込みする場合のみ必要です。 委任者は、印鑑登録証明書に登録されている印鑑を使用してください。	（○）	（○）
入札書 （第４号様式その１）	入札者の印は、印鑑登録証明書に登録されている印鑑を使用してください。ただし、代表者届を提出した場合は代表者の住所、氏名及び印鑑登録証明書に登録されている印鑑を、委任状を提出した場合は代理人の住所、氏名及び印鑑登録証明書に登録されている印鑑を使用してください。	○	○
入札書封筒 （第４号様式その２）	入札書を入れて糊付けしたもの 割印は不要です。	○	○
代表者届 （第５号様式）	共有で申込みする場合のみ必要です。	（○）	（○）
返信用封筒 （開札結果通知用）	住所・氏名を記入し、１１０円切手を貼付した定形郵便用のもの	○	○
住民票の写し	本籍の記載は不要、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの　※		○
身元（身分）証明書	本籍のある市町村で発行される証明　※		○
印鑑登録証明書	※	○	○

※発行日から３か月以内のもの、写し（コピー）可。

共有で申込みする場合は全員分のものを用意してください。

第１号様式

知多市普通財産一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

知　多　市　長　様

申込者　住　　所
　　氏　　名
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

共有者　住　　所
　　氏　　名
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

代理人　住　　所
　　氏　　名
（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

下記の普通財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加の申込みをします。

記

物件番号	所　在　地
０８－１	知多市岡田緑が丘１０番１０

注　共有による入札を希望する場合は、氏名の後に持分を記入してください。
　　なお、共有が３名以上の場合は別紙（任意様式）に記入して提出してください。

第２号様式

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

知　多　市　長　様

申込者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

共有者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

共有者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

令和８年１０月３０日付け知多市公告第１３２号で公告のありました、貴市が実施する普通財産の売却に係る一般競争入札について下記のとおり誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

１　知多市普通財産一般競争入札実施要領（令和８年知多市公告第１３２号）に定める入札参加資格を全て満たしており、当該要領を遵守します。

２　その他入札及び契約事務に関する関係法令及び貴市の規則、要綱、要領、入札者心得書、約款等を遵守します。

注　申込者及び共有者の印鑑は、印鑑登録されているものを使用してください。

第３号様式

委　任　状

代理人　住　　所
　　氏　　名　　印
　　電話番号

私は、上記の者を代理人と定め、令和８年１０月３０日付け知多市公告第１３２号で公告のありました、知多市が実施する普通財産の売却に係る一般競争入札のうち（入札参加申込書の提出・一般競争入札の参加）に関する一切の権限を委任します。

令和　　年　　月　　日

知　多　市　長　様

委任者　住　　所
（申込者）氏　　名　　印
　　（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

委任者　住　　所
（共有者）氏　　名　　印
　　（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

委任者　住　　所
（共有者）氏　　名　　印
　　（名称及び代表者氏名）
　　電話番号

注　代理人及び委任者の印鑑は、印鑑登録されているものを使用してください。

第４号様式その１

入　札　書

令和　　年　　月　　日

知 多 市 長 様

入札者　住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）

知多市普通財産一般競争入札実施要領を承諾の上、下記のとおり、入札します。

記

		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入 札 金 額										

ただし、下記物件の売買契約代金

１　物件番号　０８－１

２　所在地　知多市岡田緑が丘１０番１０

（注）１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４判とする。
２　共有による申込みをした場合は、代表者届に記載した代表者の住所、氏名を記入のうえ、代表者が押印すること。
３　訂正又は抹消した箇所には、押印すること。
４　金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。
５　入札者の印は、印鑑登録されているものを使用すること。ただし、代表者届を提出した場合は代表者の住所、氏名を記入し、印鑑登録されている代表者の印鑑を使用すること。また、委任状を提出した場合は代理人の住所、氏名を記入し、委任状に押印した代理人の印鑑を使用すること。

第４号様式その２（封筒様式）

（表）

知　多　市　長　様

物件番号　　０８－１

所在地　　知多市岡田緑が丘１０番１０

入　札　書　在　中

（裏）

入札者　住　　所

氏　　名
名　　称
及　　び
代表者氏名

第５号様式

代　表　者　届

代表者　住所
　　氏名　　印

私は、上記の者を、令和８年１０月３０日付け知多市公告第１３２号で公告のありました、知多市が実施する普通財産の売却に係る一般競争入札のうち一般競争入札参加についての代表者と定めます。

令和　　年　　月　　日

知多市長　様

申込者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　(名称及び代表者氏名)
　　電話番号

共有者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　(名称及び代表者氏名)
　　電話番号

共有者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　(名称及び代表者氏名)
　　電話番号

注　代表者、申込者及び共有者の印は、印鑑登録されているものを使用してください。

物　件　調　書

物件番号　０８－１

土　　地		所　在　地	登記地目	現況地目	登記地積	実測地積
		岡田緑が丘１０番１０	学校用地	雑種地	451㎡	451.23㎡
接面道路状況		北東側に接面する道路は、概ね幅員１２mの市道				
公法上の規制	都市計画区域	知多都市計画区域内				
	用途区域	第１種低層住居専用地域				
	建ぺい率	６０％				
	容積率	１００％				
	その他	都市機能誘導区域外、居住誘導区域内、宅地造成等工事規制区域内、建築基準法による絶対高１０m				
施設整備状況	上水道	引き込み済（市上水道、北東側接面道路に布設してあるφ７５管から引込有）				
	下水道	引き込み済（市下水道、敷地の北部に公共桝有、北東側接面道路にφ１５０管有）				
	ガス	引き込み可				
	電気	引き込み可				
交通機関		名古屋鉄道常滑線「長浦駅」まで約２．４ｋｍ 知多バス「大門前」まで約４５０m、「駐在所前」まで約５００m				
公共施設	小学校	岡田小学校まで約１８０m				
	中学校	知多中学校まで約１．９ｋｍ				
	その他	知多市役所まで約３．６ｋｍ 公立西知多総合病院まで約６．３ｋｍ				
土壌調査等		用地測量を令和８年度に実施し、境界が確定しています。 土壌調査は実施していません。				
その他特記事項		・上水道の引込口径はφ２０でメーターは北側付近にあります。給水装置所有者変更届及び水道使用開始申込書が必要となります。また、メーターの位置変更等が必要となる場合がありますので、市水道課にお問い合わせください。 ・下水道の公共桝は北東側市道から引き込みがあり、敷地北部にあります。公共桝の移設等については、市下水道課にお問い合わせください。 ・下水道は、分流式です。汚水・雑排水は公共桝に、雨水は、雨水桝又は側溝側面に接続してください。 ・対象不動産の北東側に、法面を貫く形で排水管が埋まっていますが、現状での引き渡しとなります。 ・対象不動産の南西・南東側にある擁壁及びブロック塀は全て隣地のものです。				

	・境界確定の際、越境物は確認されませんでしたが、今後判明した場合、市は越境関係を解消するための交渉や手続は行いませんので、相隣関係間で調整してください。 ・現地をよく御確認ください。
この物件の詳細については、総務部施設マネジメント課（☎0562-36-2691(直通)）までお問い合わせください。	

土　地　売　買　契　約　書（案）

売渡人　知多市　を甲とし、買受人　＊＊＊＊＊　を乙として、次のとおり土地売買契約を締結するものとする。

（目的）

第１条　甲は、その所有する次の土地を売り渡し、乙はこれを買い受ける。

所　在　地	地　目	地　積	備　　考
知多市岡田緑が丘１０番１０	学校用地	451.23㎡	地積は実測面積

（売買代金）

第２条　売買代金は、金＊＊，＊＊＊，＊＊＊円とする。

２　乙は、既に納付した契約保証金＊,＊＊＊,＊＊＊円を前項の売買代金から差し引いた＊＊,＊＊＊,＊＊＊円を、甲の発行する納入通知書により、指定期日までに納付するものとする。

（契約保証金）

第３条　甲は、乙が前条第２項に規定する義務を履行したときは、同項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

２　前項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。

（所有権移転）

第４条　売買土地の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納したときとする。

２　甲は、売買代金の完納を確認したときは、遅滞なく所有権移転の登記を嘱託するものとする。ただし、甲が承諾した場合において、所有権移転の登記を乙又は乙の代理人が行うことができる。

３　前項に定める所有権移転登記に要する費用は、全て乙の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第５条　前条第１項の定めにより所有権が移転したときに、本件土地が乙に対し現状のまま引渡しされたものとする。

（環境保全の義務）

第６条　乙は、本件土地における開発工事等にあたり、騒音や砂埃、道路への土砂の流出、汚泥の蓄積による害虫の発生等の公害の発生を未然に防止し、環境の保全に努めるとともに、環境関係法令に基づく基準、手続及び監督官庁の指導を遵守しなければならない。

２　前項に関し、本件土地の周辺に公害が発生した場合、その原因が本件土地の使用等によるときは、乙の責任において、その解決及び再発防止に万全を尽くすものとする。

（苦情その他の紛争処理）

第７条　乙は、本件土地の使用等に伴い、近隣住民等の第三者からの苦情その他の紛争

が生じたときは、乙の責任において処理し、解決しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲の責任により処理解決するものとする。

（危険負担）

第８条　本契約締結後に本件土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失又は棄損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合）

第９条　乙は、本契約締結の後、本件土地に数量の不足等契約の内容に適合しない内容を発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第１０条　甲は、入札に談合の事実が明らかとなったとき及び乙が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

２　前項の定めにより甲が契約解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

（違約金）

第１１条　乙は、甲が前条の定めにより本契約を解除したときは、売買代金の１割を上限として甲が指定する割合に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１２条　第１０条の定めにより本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。

（原状回復）

第１３条　乙は、甲が第１０条の定めにより本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、本件土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

２　乙は、前項の定めにより本件土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本件土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（有益費等請求権の放棄）

第１４条　乙は、第１０条の定めにより本契約を解除された場合において、本件土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（返還金）

第１５条　甲は、本契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子は付さないものとする。

（返還金の相殺）

第１６条　甲は、前条の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が第１１条に定める違約金又は第１２条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

（費用の負担）

第１７条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（実地調査等）

第１８条　甲は、契約条件の履行状況を確認するために、乙に対して参考資料の提出を求める場合や実地調査をする場合がある。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（管轄裁判所）

第１９条　本契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（信義誠実の義務）

第２０条　甲及び乙は、信義に従い誠実に本契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第２１条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、知多市普通財産一般競争入札実施要領（令和８年知多市公告第１３２号）及び知多市の定める諸規定に従うものとし、その他は必要に応じて両者協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書２通を作成し各自記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　愛知県知多市緑町１番地
知多市
知多市長　伊　藤　清一郎

乙　　＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊　＊　＊　＊　＊